

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。)に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実

の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（同条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。